

京 都 大 学 総 合 博 物 館 一 般 観 覧 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(観覧料)</p> <p>第5条 観覧料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人観覧料</p> <p>一般 1人 400円</p> <p>高等学校以上の生徒又は学生 1人 300円</p> <p>小学校の児童又は中学校の生徒 <u>1人 200円</u></p> <p>(2) 団体観覧料</p> <p>団体観覧とは、20人以上の者が責任者の引率のもとに同時に観覧する場合をいい、その責任者は団体観覧者20人ごとに1名の割合で無料にすることができる。</p> <p>一般 1人につき 300円</p> <p>高等学校以上の生徒又は学生 1人につき 200円</p> <p>小学校の児童又は中学校の生徒 <u>1人につき 100円</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者における観覧料は、無料とする。</p> <p><u>(1) 障害者等（障害者とその介護者1名を含む。ただし、2名以上の介護を要する場合はその2名以上を同等に扱う。）</u></p> <p><u>(2) 70歳以上の者</u></p> <p><u>(3) その他館長が認めた者</u></p> <p>3 前項第<u>1</u>号に該当する者は障害者手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、又は被爆者健康手帳）、第<u>2</u>号に該当する者は年齢を証明する証、第<u>3</u>号に該当する者は館長が必要と認める書類等を、入館の際に提示しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(観覧料)</p> <p>第5条 観覧料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人観覧料</p> <p>一般 1人 400円</p> <p>高等学校以上の生徒又は学生 1人 300円</p> <p>小学校の児童又は中学校の生徒 <u>無料</u></p> <p>(2) 団体観覧料</p> <p>団体観覧とは、20人以上の者が責任者の引率のもとに同時に観覧する場合をいい、その責任者は団体観覧者20人ごとに1名の割合で無料にすることができる。</p> <p>一般 1人につき 300円</p> <p>高等学校以上の生徒又は学生 1人につき 200円</p> <p>小学校の児童又は中学校の生徒 <u>無料</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者における観覧料は、無料とする。</p> <p><u>(1) 高等学校の生徒又は18歳未満の者</u></p> <p><u>(2) 障害者等（障害者とその介護者1名を含む。ただし、2名以上の介護を要する場合はその2名以上を同等に扱う。）</u></p> <p><u>(3) 70歳以上の者</u></p> <p><u>(4) その他館長が認めた者</u></p> <p>3 前項第<u>1</u>号に該当する者は<u>学生証又は年齢を証明する証</u>、第<u>2</u>号に該当する者は障害者手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳若しくは被爆者健康手帳又はこれらに類するもの）、第<u>3</u>号に該当する者は年齢を証明する証、第<u>4</u>号に該当する者は館長が必要と認める書類等を、入館の際に提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>